

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年11月11日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第25号

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害応急作業等手当) 第4条 (略) (1) (略) (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定による指示がされ又は同法第63条第1項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該指示に係る地域又は警戒区域内において同法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。 2 (略)	(災害応急作業等手当) 第4条 (略) (1) (略) (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定による <u>勸告若しくは</u> 指示がされ又は同法第63条第1項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該 <u>勸告若しくは</u> 指示に係る地域又は警戒区域内において同法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。 2 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。